

平成21年度中山間地域支援フォローアップ事業

平成21年度
不在村地主所有農地に関する実態調査結果報告書

平成22年3月
鳥取県農業会議

目 次

はじめに

不在村地主所有農地に関する実態調査結果の概要 1~14

別添1 実態調査票 1~8

はじめに

農業担い手の減少、少子高齢化等に伴い、今後不在村地主が所有する農地が増加し、農地の利用集積への支障や耕作放棄地の増加等が懸念されているところであります。

しかし、農地相続の実態や不在村農地所有の管理実態については、これまで十分把握できていないのが実情であります。

一方、昨年12月に施行された改正農地法等では、相続農地対策が新たに盛り込まれるなど、不在村農地の増加に一定の歯止めが期待されているところであります。

今回の調査は、県内におけるそれらの実態を把握して、今後の耕作放棄地対策や不在村農地対策の検討、農地制度の適正な運営等に活用するために実施したものであります。

調査に当たっては、各市町村農業委員会事務局の御協力をいただき、16農業委員会から回答をいただきました。関係各位に厚く御礼申し上げます。

本報告書が関係各位において、今後の不在村農地対策をはじめ、農地制度の運営にあたって十分活用されることを願っています。

平成22年3月

鳥取県農業会議

平成21年度不在村地主所有農地に関する実態調査結果の概要

平成22年3月

鳥取県農業会議

I 背景・目的

農業担い手の減少、少子高齢化等に伴い、今後不在村地主が所有する農地が増加し、農地の利用集積への支障や耕作放棄地の増加等が懸念されているが、今回の農地法等の改正では、相続農地対策が新たに盛り込まれるなど、不在村農地の増加に歯止めが期待されているところである。

しかし、農地相続の実態や不在村農地所有の管理実態については、これまで十分把握できていないのが実情である。

このため、県内におけるそれらの実態を把握し、今後の農地制度の適正な運営、耕作放棄地の解消等に活用するため、県下の市町村農業委員会にアンケート調査を行ったものである。

II アンケート調査結果の概要

1 調査対象

県下の各市町村農業委員会事務局

2 調査方法

各市町村農業委員会事務局に調査票を配布、回収

3 調査時期

調査時点： 平成21年8月1日

調査票の配布： 平成21年8月19日

調査票の回収： 平成21年9月30日

4 調査内容

(別添 調査票のとおり)

主な調査項目

耕作放棄地の程度別・所有形態別の面積、耕作放棄に至った要因、不在村に至った要因、

農地相続の形態と動向、相続税納税猶予制度の活用状況、

不在村農地の利用権設定への影響、中山間地域等直接支払い制度への影響、

不在村化の今後の見通しと対策、新たな農地制度の普及 等

5 回答状況

県下19の市町村農業委員会事務局のうち、16市町村農業委員会事務局から回答を得ることができ、回収率は84.2%であった。

表0-1 回収状況

		回答のあった委員会
東部	鳥取市	○
	岩美町	○
	八頭町	○
	若桜町	○
	智頭町	○
	計	5
中部	倉吉市	○
	湯梨浜町	○
	三朝町	○
	北栄町	○
	琴浦町	○
	計	5
西部	米子市	○
	境港市	未
	南部町	○
	伯耆町	未
	日吉津村	○
	大山町	○
	日南町	未
	日野町	○
	江府町	○
計		6
合計	19	16

(回収率:84.2%)

III 調査結果

1 耕作放棄地と所有者について

回答があった16農業委員会における耕作放棄地は10,770件、831.1haで、鳥取県の耕作面積35,400ha(平成19年の「面積調査」結果による)から未回答市町の3,600haを除いた31,792haの2.6%に相当し、地目別では、畑が398.3haで3.9%、田が429.1haで2.0%となっている。

表1 鳥取県の耕地面積と耕作放棄地面積 (ha, %)

	田	畑	計
鳥取県耕地面積	24,400	11,000	35,400
回答市町村面積 (A)	21,675	10,117	31,792
耕作放棄地面積 (B)	429.1	398.3	831.1
対比 (B/A)	2.0	3.9	2.6

注:鳥取県の耕地面積、回答市町村耕地面積は鳥取農政事務所による平成19年の「面積調査」結果による。

(1)耕作放棄地の地域別、程度別、所有形態別分布

耕作放棄地を地域別にみると、西部では400.1ha(48.1%)と最も多く、東部では280.6ha(33.8%)、中部では150.4ha(18.1%)となっている。

地目別にみると、東部では田の割合が90.6%と多いが、中部、西部では畑の割合が多く、それぞれ62.4%、70.0%となっている。

また、耕作放棄地を程度別に分類した「緑」、「黄」と「赤」別にみると、「緑」、「黄」に区分される農地は752.4haで90.5%を占め、「赤」に区分される農地は78.8haで9.5%と、大半が何らかの手を加えれば解消可能な農地である。

これを地域別にみると、「緑」、「黄」の農地の場合は西部が44.5%、東部が29.4%、中部が16.5%の割合となり西部地域で多いが、「赤」の農地の場合では東部が4.3%、西部が3.6%、中部が1.6%の割合となり東部でやや多くなっている。中部地域ではいずれの場合も少ない。

さらに、耕作放棄地を在村、不在村者所有別にみると、件数、面積ともほぼ1割が不在村者所有で、9割が在村者所有となっている。また、不在村所有で耕作放棄地となっている樹園地の報告はなかった。

耕作放棄地の程度別に在村、不在村所有の関係を面積でみると、「緑」、「黄」の農地では、不在村者所有の割合は8.8%と少ないが、「赤」の農地では不在村者所有が26.4%とかなり大きな割合を占めている。

表2 耕作放棄地の程度別・地区別・所有形態別件数 (件)

	在 村				不 在 村				合 計				
	田	畠	樹園地	計	田	畠	樹園地	計	田	畠	樹園地	計	
	(%)	(%)	(%)	(件)	(%)	(%)	(%)	(件)	(%)	(%)	(%)	(件)	
「緑」「黄」	東部	(81.4) 2,161	(11.6) 308	(0.3) 7	(93.3) 2,476	(6.0) 159	(0.8) 20	(0.0) 0	(6.7) 179	(87.4) 2,320	(12.4) 323	(0.3) 7	(100.0) 2,655
	中部	(36.1) 408	(54.7) 617	(1.3) 15	(92.1) 1,040	(3.7) 42	(4.2) 47	(0.0) 0	(7.9) 89	(39.9) 435	(58.8) 654	(1.3) 15	(100.0) 1,129
	西部	(29.3) 1,684	(62.0) 3,589	(0.0) 0	(91.3) 5,283	(3.0) 174	(5.7) 329	(0.0) 0	(8.7) 503	(32.3) 1,866	(67.7) 3,918	(0.0) 0	(100.0) 5,786
	計	(44.5) 4,263	(47.2) 4,514	(0.2) 22	(91.9) 8,799	(3.9) 375	(4.1) 396	(0.0) 0	(8.1) 771	(48.5) 4,638	(51.3) 4,910	(0.2) 22	(100.0) 9,570
「赤」	東部	(82.7) 572	(1.0) 7	(0.0) 0	(83.7) 579	(16.2) 112	(0.1) 1	(0.0) 0	(16.3) 113	(98.8) 684	(1.2) 8	(0.0) 0	(100.0) 692
	中部	(18.3) 17	(72.0) 67	(1.1) 1	(91.4) 85	(2.2) 2	(6.5) 6	(0.0) 0	(8.6) 8	(20.4) 19	(78.5) 73	(1.1) 1	(100.0) 93
	西部	(25.1) 104	(56.1) 233	(0.0) 0	(81.2) 337	(7.7) 32	(11.1) 46	(0.0) 0	(18.8) 78	(32.8) 136	(67.2) 279	(0.0) 0	(100.0) 415
	計	(57.8) 693	(25.6) 307	(0.1) 1	(83.4) 1,001	(12.2) 146	(4.4) 53	(0.0) 0	(16.6) 199	(69.9) 839	(30.0) 380	(0.1) 1	(100.0) 1,200
計	東部	(81.7) 2,733	(9.4) 315	(0.2) 7	(91.3) 3,055	(8.1) 271	(0.6) 21	(0.0) 0	(8.7) 292	(89.8) 3,004	(10.0) 336	(0.2) 7	(100.0) 3,347
	中部	(34.8) 425	(56.0) 684	(1.3) 16	(92.1) 1,125	(3.6) 44	(4.3) 53	(0.0) 0	(7.9) 97	(38.4) 469	(60.3) 737	(1.3) 16	(100.0) 1,222
	西部	(29.0) 1,798	(61.6) 3,822	(0.0) 0	(90.6) 5,620	(3.3) 206	(6.0) 375	(0.0) 0	(9.4) 561	(32.3) 2,004	(67.7) 4,197	(0.0) 0	(100.0) 6,201
	計	(46.0) 4,956	(44.8) 4,821	(0.2) 23	(91.0) 9,800	(4.8) 521	(4.2) 449	(0.0) 0	(9.0) 970	(50.9) 5,477	(48.9) 5,220	(0.2) 23	(100.0) 10,770

注:地目の「採草地」については、回答に該当がなかったので、表中から除外している。

表3 耕作放棄地の程度別・地区別・所有形態別面積 (m²)

	在 村				不 在 村				合 計				
	田	畠	樹園地	計	田	畠	樹園地	計	田	畠	樹園地	計	
「緑」「黄」	東部	(83.8)	(8.8)	(0.8)	(93.4)	(5.6)	(1.0)	(0.0)	(6.6)	(89.4)	(9.8)	(0.8)	(100.0)
		2050007	216150	18704	2285881	1288774	24096	0	15157	2188851	242246	19204	2446500
	中部	(27.9)	(61.2)	(1.0)	(90.1)	(3.6)	(6.3)	(0.0)	(9.9)	(31.5)	(67.4)	(1.0)	(100.0)
		363179	340497	14057	1224912	50107	88110	0	136217	413226	926607	14357	1274250
「赤」	西部	(26.6)	(63.5)	(0.0)	(90.1)	(3.2)	(6.7)	(0.0)	(9.9)	(29.8)	(70.2)	(0.0)	(100.0)
		984794	2350751	0	3235526	118510	248233	0	366343	1103404	2558864	0	3702338
	計	(45.4)	(45.3)	(0.5)	(91.2)	(4.1)	(4.8)	(0.0)	(8.8)	(49.5)	(50.1)	(0.5)	(100.0)
		3417980	3407398	32931	3355424	305472	358439	0	654102	372384	3765837	34061	3523541
計	東部	(83.1)	(1.1)	(0.0)	(84.1)	(15.8)	(0.0)	(0.0)	(15.9)	(98.9)	(1.1)	(0.0)	(100.0)
		205327	3510	0	302137	56004	75	0	58579	355231	3885	0	359116
	中部	(13.2)	(5.2)	(1.9)	(20.3)	(75.3)	(4.4)	(0.0)	(79.7)	(88.5)	(9.6)	(1.9)	(100.0)
		17110	6763	2446	28319	97874	5743	0	103817	114984	12508	2446	129934
計	西部	(24.3)	(59.8)	(0.0)	(84.1)	(8.4)	(7.5)	(0.0)	(15.9)	(32.7)	(67.3)	(0.0)	(100.0)
		72588	178551	0	251137	16044	22281	0	47325	97636	200832	0	295482
	計	(49.3)	(24.0)	(0.3)	(73.6)	(22.8)	(3.6)	(0.0)	(26.4)	(72.1)	(27.6)	(0.3)	(100.0)
		303025	159124	2446	578593	178822	28099	0	207921	587845	217223	2446	707514

注:地目の「採草地」については、回答に該当がなかったので、表中から除外している。

(2)耕作放棄地の地域別、地目別、程度別、所有形態別の1件当たりの面積

耕作放棄地の1件当たりの面積は、全体では772m²で、地域別では中部が1, 231m²と最も大きく、次いで東部が838m²、西部が645m²の順となっている。これを所有形態別でみると、不在村者所有の場合が899m²/件で、在村者所有の759m²/件をやや上回っている。

地目別平均面積では、樹園地が1, 587m²/件と最も大きく、田が784m²/件、畠が756m²/件となっている。これを所有形態別にみると、不在村者所有の場合が田、畠とも在村者所有の場合を上回っている。

耕作放棄地の程度別平均面積では、「緑」、「黄」の農地の場合が786m²/件で、「赤」の場合の656m²/件をやや上回っている。これを所有形態別にみると、不在村者所有の「赤」の場合の平均面積は1, 045m²/件で、在村者所有の579m²/件の約2倍と大きく、特に、中部において顕著である。

表4 耕作放棄地の程度別・地区別・所有形態別の1件当たり面積 (m²)

	在 村				不 在 村				合 計				
	田	畠	樹園地	計	田	畠	樹園地	計	田	畠	樹園地	計	
「緑」「黄」	東部	949	702	2815	923	861	1205	0	900	943	732	2815	922
	中部	939	1362	957	1190	1193	1832	0	1531	963	1395	957	1217
	西部	581	655	0	631	682	755	0	729	591	663	0	640
	計	802	755	1548	780	815	905	0	861	803	767	1548	786
「赤」	東部	522	544	0	522	508	75	0	504	519	486	0	519
	中部	1006	101	2446	310	48937	957	0	12952	6052	171	2446	1397
	西部	698	766	0	745	783	484	0	607	718	720	0	719
	計	560	616	2446	579	1232	530	0	1045	677	603	2446	656
計	東部	859	698	2815	847	715	1151	0	747	846	727	2815	838
	中部	942	1239	1050	1124	3363	1733	0	2473	1169	1274	1050	1231
	西部	588	662	0	638	697	721	0	713	599	667	0	645
	計	768	746	1587	759	932	861	0	899	784	756	1587	772

注:地目の「採草地」については、回答に該当がなかったので、表中から除外している。

(3)耕作放棄に至った要因

概ね過去5年間において、耕作放棄に至った要因として多い順に回答を求めたところ、1位の割合が多かったのは「高齢化」で、2位が「後継者の不在」、3位が「受け手(担い手)が不在」、4位が「廃業」、5位が「分割相続等による不在村相続者への相続」の順となっている。

表5 耕作放棄に至った要因別順位

(単位:農業委員会数)

		高齢化	後継者の不在	廃業	受け手(担い手)が不在	分割相続等による不在村相続者への相続	その他
順位	1	11	4	0	0	0	1
	2	4	10	0	1	0	1
	3	1	4	1	13	0	0
	4	0	0	10	3	2	0
	5	0	0	2	0	12	0
	6	0	0	2	0	0	3

(その他内訳)

・減反調整による

・有害鳥獣による

(4)不在村所有に至った要因

概ね過去5年間における不在村所有に至った要因については、1位の割合が多かったのは「所有者が他地区に居住してしまった」で、次いで上位の割合が多かったのは「不在村相続者への相続」で、3位が「挙家離村」の順であった。

表6 不在村所有に至った要因別順位

(単位:農業委員会数)

		所有者が他地区に居住	挙家離村	不在村相続者への相続	その他
順位	1	10	0	6	0
	2	5	5	5	0
	3	0	9	5	0
	4	0	0	0	0

2 相続農地の実態について

(1) 農地の相続形態

農地の相続形態について、農業委員会が把握している範囲で相続形態別のおよその割合を聞いたところ、高い割合が多かったのは「未相続(相続未登記)」で、次いで「一括相続」、「分割相続」などの順であった。

表7 農地の相続形態別割合 (単位:農業委員会数)

	一括相続	分割相続	未相続(相続未登記)	その他
割合	10%	3	2	
	20%		2	1
	30%	1	1	
	40%			
	50%	1		
	60%			
	70%	2	1	
	80%		1	
	90%		1	
	100%			1

(2) 未相続(相続未登記)の理由

未相続(相続未登記)の理由として多かったのは、「資産価値が少ない等、費用がかかる登記の必要性を感じない」で、次いで「登記費用が多大」、「相続関係者に連絡が取れない者がいる」、「その他」として「相続協議が成立しない」などとなっている。

表8 未相続(相続未登記)の理由別順位 (単位:農業委員会数)

	資産価値と比べ費用がかかる登記の必要性を感じない	相続関係者に連絡が取れない者がいる	登記費用が多大	その他
順位	1	10	1	3
	2	3	1	10
	3	1	10	0
	4	0	0	1

(その他の内訳)

・「相続協議が成立しない」

(3) 相続農地の売買

概ね過去5年間における相続形態別の売買事例の状況については、「一括相続」と「未相続(相続未登記)」の農地において、それぞれ1農業委員会で数件の該当事案があがっている。

また、農地転用事例や不在村地主への売買事例は該当事案がなかった。

表9 相続農地の売買事例

(単位:件数)

	相続農地件数	農地転用件数	売買件数	左のうち不在村地主への売買	備考(対象農地)
東部	3	0	3	0	一括相続農地
中部	0	0	0	0	
西部	2	0	2	0	相続未登記農地
計	5	0	5	0	

(4) 相続税納税猶予制度の活用状況

相続税納税猶予制度がどの程度活用されているかについて、農業委員会が把握している範囲で聞いたところ、「活用されている」はわずかに4農業委員会(25.0%)しかなかった。

「全く活用されていない」が31.3%と最も多く、「ほとんど活用されていない」(25.0%)を含めると、過半の農業委員会管内では活用されていない。

また、過去おおむね5年間における活用件数については、4農業委員会で178件となっている。

表10 相続税納税猶予制度の活用状況

(単位:農業委員会数)

	活用されてい る	ほとんど活用 されていない	全く活用され ていない	わからない	未記入	計
東部	2	1	2	0		5
中部	0	2	1	1	1	5
西部	2	1	2	1		6
計	(25.0) 4	(25.0) 4	(31.3) 5	(12.5) 2	(6.3) 1	(100.0) 16

表11 活用されている市町村における相続税納税猶予制度の活用件数

	活用町村数	活用件数(件)
東部	2	11
中部	0	0
西部	2	167
計	4	178

(5) 今後の相続税納税猶予制度の活用見通し

今回の農地法改正を受けて、今後の当該制度の活用の見通しを聞いたところ、相続税納税猶予制度が活用されていない9農業委員会において、8農業委員会(88.9%)が「あまり変わらない」とした。

表12 今後の相続税納税猶予制度の活用見通し

(単位:農業委員会数)

	増加する	あまり変わら ない	減少する	わからない	計
東部	0	3	0	0	3
中部	0	3	0	0	3
西部	0	2	0	1	3
計	(0.0) 0	(88.9) 8	(0.0) 0	(11.1) 1	(100.0) 9

3 不在村地主所有農地の利用権設定への影響について

(1) 不在村地主所有のため利用権設定が困難となった事例の有無と要因

不在村地主所有農地のうち利用権設定が困難な事例が過去(おおむね5年間)にあったかどうかについては、「あった」としたもののが7農業委員会(43.8%)で、「なかった」とした5農業委員会(31.3%)を上回った。

また、利用権設定が困難だった原因については、7農業委員会のうち、6農業委員会(85.7%)で「不在村者が不明で連絡が取れなかった」とし、件数は21件となっている。

次いで、「相続未登記で権利関係者が多く、同意を集められなかった」(3農委、42.9%)、その他は、該当農業委員会がなかった。

表13 不在村地主所有農地で利用権設定が困難な事例の有無

(単位:農業委員会数)

	あつた	なかつた	わからぬ	計
東部	2	3	0	5
中部	2	0	3	5
西部	3	2	1	6
計	(43.8) 7	(31.3) 5	(25.0) 4	(100.0) 16

表14 利用権設定が困難であった原因

(単位:農委数、件数)

	不在村者が不明で連絡が取れなかった				相続未登記で権利関係者が多く同意を集められなかった				その他		計	
	農委数	件数	農委数	件数	農委数	件数	農委数	件数	農委数	件数	農委数	件数
東部	1	-	1	-	0		1	5	2	5		
中部	2	17	1	-	0		0		2	17		
西部	3	4	1	-	0		0		3	4		
計	(85.7) 6	(80.8) 21	(42.9) 3	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(14.3) 1	(19.2) 5	(100.0) 7	(100.0) 26		

(その他の内訳)

・「遠隔地手続きが面倒」

(2)今後の利用権設定の見通し

今後おおむね5年間において、相続問題等により利用権設定が困難となるケースの見通しについて聞いたところ、「少し増加する」が10農業委員会(62.5%)で最も多く、「かなり増加する」の3農業委員会(18.8%)と合わせると、8割以上の農業委員会で今後相続問題等で利用権設定に問題が生じるケースがでてくると予測している。

また、今回の農地法改正で所有者不明の遊休農地への利用権設定など緩和されたことを受けて、今後の利用権設定の見通しについては、「あまり変わらない」が8農業委員会(50.0%)であったが、6農業委員会(37.5%)では「より円滑に進む」としている。

表15 今後利用権設定が困難となるケースの見通し

(単位:農業委員会数)

	かなり 増加	少し増 加	変わ らない	減少	わから ぬ	その 他	計
東部	1	3	0	1	0	0	5
中部	1	2	1	0	1	0	5
西部	1	5	0	0	0	0	6
計	(18.8) 3	(62.5) 10	(6.3) 1	(6.3) 1	(6.3) 1	(0.0) 0	(100.0) 16

表16 法改正を受けて今後の利用権設定見通し (単位:農業委員会数)

	より円滑に進 む	あまり変わ らない	わからぬ	計
東部	2	3	0	5
中部	1	3	1	5
西部	3	2	1	6
合計	(37.5)	(50.0)	(12.5)	(100.0)

4 中山間地域等直接支払い制度などへの影響について

(1) 不在村地主所有農地が事業実施に及ぼした影響の有無と件数

過去おおむね5年間に不在村地主所有農地の存在によって中山間地域等直接支払い制度の協定締結や土地改良事業及び公共買収計画の実施等が困難になった事例の有無を聞いたところ、各事業について2、3の農業委員会では「あった」としたが、「ない」または「わからない」とした農業委員会が12農業委員会であった。

また、事業実施が困難になった事例の件数としては、各事業とも2、3件と少なかった。

表17 不在村農地が事業実施に及ぼした影響

(単位:農業委員会数)						(単位:農業委員会数)					
	中山間直接支払い制度への影響						土地改良事業への影響				
	あった	ない	わからぬ	未記入	計		あった	ない	わからぬ	未記入	計
東部	1	1	2	1	5	東部	1	1	2	1	5
中部	0	3	2	0	5	中部	1	1	3	0	5
西部	2	3	1	0	6	西部	0	3	2	1	6
計	(18.8)	(43.8)	(31.3)	(6.3)	(100.0)	計	(12.5)	(31.3)	(43.8)	(12.5)	(100.0)
	3	7	5	1	16		2	5	7	2	16

(単位:農業委員会数)

	公共買収への影響				
	あった	ない	わからぬ	未記入	計
東部	0	1	3	1	5
中部	1	1	3	0	5
西部	0	2	3	1	6
計	(12.5)	(31.3)	(43.8)	(12.5)	(100.0)
	2	5	7	2	16

表18 不在村農地により事業実施が困難になった事例件数 (単位:件数)

	中山間直接支払い制度への影響	土地改良事業への影響	公共買収への影響	その他	計
東部	3	1	0	0	4
中部	0	0	0	0	1
西部	1+数件	0	0	0	1+数件
計	4+数件	1	0	0	5+数件

(注)未記入1農委

(2) 事業実施が困難になった要因と克服方法

事業実施が困難になったと回答した4農業委員会にその要因について聞いたところ、「何らかの事情で町外転出」と3農業委員会が回答、その他の要因については、「権利者の住所不明で連絡とれず」、「権利者への連絡等にコストがかかる」、「多数で所有し、情報収集が困難」、「未登記のまま放置」としたもののが各2農業委員会あった。

「市町村部局との連絡不十分」や「個人情報の情報収集困難」については、該当はなかった。

また、困難な事例のうち克服できたものがあれば、どんな取り組みによるものかを前記4農業委員会に聞いたところ、1農業委員会が「関係部局との連携強化」によるとした。

表19 不在村農地により事業実施が困難になった要因(複数回答)

(単位:農業委員会数)

	権利者 の住所 不明で 連絡と れず	権利者 への連 絡等に コスト がかかる	多数で 所有し 情報収 集が困 難	市町村 部局と の連絡 不十分	個人情 報保護 関係で 情報収 集困難	未登記 のまま 放置	何らか の事情 で町外 転出	その他	未記入	計
東部	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1
中部	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
西部	2	1	1	0	0	1	2	0	0	2
計	(50.0)	(50.0)	(50.0)	(0.0)	(0.0)	(50.0)	(75.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	2	2	2	0	0	2	3	0	0	4

表20 困難な事例のうち克服できた取り組み

(単位:農業委員会数)

	関係部局との 連携強化	不在村地主相 談窓口の設置	市町村だより等 の充実	その他	未記入	計
東部		1	0	0	0	1
中部		0	0	0	0	1
西部		0	0	0	0	2
計		(25.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(75.0)
	1	0	0	0	0	4

5 不在村化の今後の見通しについて

(1) 今後の不在村者所有農地の動向

今後おおむね5年間においての不在村者所有農地の動向については、「かなり増加」、「少し増加」するとしたものが、14農業委員会(87.5%)で大半を占め、「変わらない」としたのは1農業委員会だけであった。

表21 今後の不在村農地の動向見通(単位:農業委員会数)

	かなり 増加	少し増 加	変わ らない	減少	わから ない	計
東部	1	4	0	0	0	5
中部	0	4	1	0	0	5
西部	1	4	0	0	1	6
計	(12.5)	(75.0)	(6.3)	(0.0)	(6.3)	(100.0)
	2	12	1	0	1	16

(2) 不在村化が懸念される耕作者の把握

近い将来(今後概ね5年間)において、不在村化が懸念される耕作者(高齢独居世帯等)について把握しているかどうかについては、「把握していない」が10農業委員会(62.5%)で最も多く、「今後、把握する予定」が4農業委員会(25.0%)、「その他」が1農業委員会で、「おおむね把握している」農業委員会は全くなかった。

また、不在村化予備軍を把握していない理由については、71.4%の10農業委員会で「把握したいが、現状ではとても手が回らない」としており、「把握する必要性をあまり感じていない」が3農業委員会(21.4%)であった。

表22 近い将来の不在村化が懸念される耕作者の把握状況

(単位:農業委員会数)

	概ね把握	把握していない	今後把握予定	その他	未記入	計
東部	0	4	1	0	0	5
中部	0	2	1	1	1	5
西部	0	4	2	0	0	6
計	(0.0)	(62.5)	(25.0)	(6.3)	(6.3)	(100.0)
	0	10	4	1	1	16

表23 不在村化予備軍を把握していない理由

(単位:農業委員会数)

	把握したいが現状は手が回らない	把握する必要をあまり感じない	その他	未記入	計
東部	4	1	0	0	5
中部	2	1	0	0	3
西部	4	1	0	1	6
計	(71.4)	(21.4)	(0.0)	(7.1)	(100.0)
	10	3	0	1	14

(3)不在村者情報の入手先

耕作放棄地対策等を有効に講じるためには、不在村所有者との連絡、意向確認が必要であるが、これまで(過去おおむね5年間)不在村所有者情報をどこから入手してきたかについては、「市町村固定資産税課」が12農業委員会(75.0%)で最も多く、次いで「市町村民課」が10農業委員会(62.5%)、「自治会」が6農業委員会(37.5%)、「法務局」、「農家基本台帳」、「集落、親族」がそれぞれ1農業委員会ずつあり、大半が市町村関係部局を通じて入手しているものの、集落、親族の範囲にまで幅広く入手先の確保に努力が伺える。

また、不在村者情報の入手方法として表以外の考えられる有効策を聞いたところ、「地元の農業委員、電話、郵便」の活用を提案した農業委員会があった。

表24 不在村所有者情報の入手先(複数回答)

(単位:農業委員会数)

	市町村固定資産税課	市町村民課	法務局	自治会	その他	計
東部	4	3	0	0	0	5
中部	3	1	0	4	2	5
西部	5	6	1	2	0	6
計	(75.0)	(62.5)	(6.3)	(37.5)	(12.5)	(100.0)
	12	10	1	6	2	16

(その他の内訳)

- ・農家基本台帳(住基とリンク)
- ・集落、親族

表25 不在村所有者情報の入手方法としてその他考えられる有効策

- 地元の農業委員、電話、郵便

6 新たな農地制度の普及等について

(1) 改正農地法制度の周知方法について

今回の農地法等の改正に伴う「相続農地の届け出制度」や「所有者不明の遊休農地への利用権設定制度」の創設などについて、どのように関係者に周知するかについては、「農業委員会だより等の広報誌を活用」が15農業委員会(93.8%)で最も多く、次いで「農業委員の情報収集による個別指導」が6農業委員会(37.5%)、「各種会合の機会を活用」が4農業委員会(25.0%)、「CATV等の活用」、「ポスター、パンフの作成、配布」がそれぞれ2農業委員会(12.5%)であった。

「その他」としては、1農業委員会で、「町広報誌」活用があった。

表26 改正農地法の相続農地届出制度等の周知方法(複数回答)

(単位:農業委員会数)

	農委だより等の広報誌活用	CATV等の活用	各種会合機会の活用	ポスター、パンフの作成、配布	農業委員の情報収集による個別指導	その他	計
東部	4	0	0	1	1	1	5
中部	5	1	3	0	3	0	5
西部	6	1	1	1	2	0	6
計	(93.8)	(12.5)	(25.0)	(12.5)	(37.5)	(6.3)	(100.0)
	15	2	4	2	6	1	16

(その他の内訳)

・町広報誌

(2) 農地制度に対する意見・要望

農地制度に対する意見・要望については、3農業委員会から以下のような意見・要望があった。

- ・農家の意向を取り入れた、農地法改正をすべきである
- ・標準小作料を廃止し、新たに賃借料を設けることはどうかと思う
- ・県は、国からの通知、要請文書により処理しているだけと思われる。各市町村の実情を把握し、国へ問題点等を提起する必要がありはしないか。

7 考察・まとめ

今回の調査は、今後不在村地主が所有する農地が増加し、農地の利用集積への支障や耕作放棄地の増加等に影響が懸念されている中で、不在村地主所有農地の管理実態や農地相続の実態について把握し、今後の耕作放棄地の解消、農地制度の適正な運営等に活用するため、県下の19農業委員会に対してアンケート調査を行ったものであり、16農業委員会から回答があった。

なお、回答に当たっては、農業委員会において数的な把握が十分できていない項目もあると考えられることから、項目によっては農業委員会が把握している範囲での回答を依頼した。

回答があった16農業委員会管内の耕作放棄地は831haで、全農地31,790haの2.6%に相当する。

耕作放棄地を各地域別にみると、西部地域でほぼ5割を占め、東部、中部地域はそれぞれ34%、18%であった。

さらに田、畑別にみると、西部と中部地域では畑がそれぞれ70%、62%を占めるのに対し、東部地域では田が9割を占め、東部は水田農業、中西部は畠地農業が中心となっている各地域の営農形態を反映しているものと考えられる。

また、これらの耕作放棄地をその程度別にみると、全体の90.5%が農地に復元可能な「緑」、「黄」に区分される農地に該当し、復元不可能な「赤」に該当する農地はわずかに9.5%であった。

(1) 耕作放棄地と農地所有形態について

耕作放棄地に不在村地主所有がどのように関わっているかについては、耕作放棄地全体に占める不在村地主所有農地は10.5%で、大半は在村所有であり、在村所有者の種々の都合により耕作放棄状態になっているものと考える。

地域別では中部が15.9%と高く、西部10.4%、東部7.8%と不在村農地の割合は少なくなっている。

不在村地主所有と「緑」、「黄」、「赤」の程度別との関わりについては、「緑」、「黄」に区分された農地では8.8%が不在村地主所有であるのに対し、「赤」に区分された農地ではその3倍の26.4%が不在村地主所有であること、1件当たりの面積でも、在村地主所有に比べ不在村地主所有の場合はやや大きくなっていること等から、不在村化によって復元不可能な農地が増加していくものと考えられ、今後の耕作放棄地対策を考える上で、不在村対策は重要な課題であると考える。

(2) 耕作放棄に至った要因と不在村所有に至った要因について

耕作放棄に至った要因としては、1位が「高齢化」、2位が「後継者の不在」、3位が「受けて(担い手)不在」、4位が「廃業」、5位が「分割相続等による不在村相続者への相続」と続き、高齢化、担い手の減少という近年の農業・農村の実情、背景が耕作放棄の大きな要因となっていると考える。

また、不在村所有に至った要因としては、やはり大半の農業委員会で「所有者が他地区に居住」、「不在村相続者への相続」と回答しており、今後、高齢化等により町外の家族の元へ身を寄せたりするケースの増加が見込まれる中で、不在村所有の増加が懸念されるところである。

(3) 相続農地の実態について

農地の相続形態については、「未相続(相続未登記)」が一番多く、しかもその理由として最も多かったのは「資産価値が少ない等、費用がかかる登記の必要性を感じない」というもので、「登記費用が多大」という理由も多かった。

費用と必要性を天秤にかけて相続登記をためらっている現実が浮き彫りとなった。

今後、未登記問題は農地利用のみならず、各種の事業実施に当たっても影響を及ぼす重要な課題と考える。

また、因みに「相続税納税のための売買事例」や「相続税納税猶予制度の活用」について聞いたところ、売買事例については過去5年間において県下で5件程度と少なく、猶予制度の活用状況についても「活用されている」としたのはわずか4農業委員会だけで、ほとんどの農業委員会で相続税納税を理由とした農地の売買や納税猶予制度の活用は行われていないのが実態である。

さらに、活用していないと回答した9農業委員会に、今後の納税猶予制度の活用見通しを聞いたところ、8農業委員会で「あまり変わらない」と考えており、猶予制度の活用はこれまでどおり、一部の地域や事例にとどまるものと考えられる。

(4) 不在村地主所有農地の利用権設定について

不在村所有農地のため利用権設定が困難であった事例の有無については、7農業委員会(43.8%)で「あった」としており、その原因として6農業委員会(85.7%)で「不在村者が不明で連絡が取れなかつたこと」をあげ、不在村所有農地の存在は利用権設定にかなり影響していると考えられる。

また、今後おおむね5年間程度の見通しについては、「少し増加する」、「かなり増加する」を合わせると、13農業委員会(81.3%)が増加すると予想しており、今後影響が生じるケースの増加が考えられる。

一方、今回の農地法改正により、所有者の不明な遊休農地も利用権設定が可能になるなど、制度が緩和されたことを受けて今後の見通しについて聞いたところ、半数の8農業委員会で「あまり変わらない」としているが、6農業委員会(37.5%)では「より円滑に進む」と考えており、前向きに今回の法改正を捉えている。

(5) 不在村地主所有農地と中山間地域等直接支払い制度等への影響について

不在村地主所有農地が中山間地域等直接支払い制度の協定締結や土地改良事業・公共買収計画の実施等に影響を及ぼした事例については、2、3の農業委員会で「あった」とし、「ない」、「わからない」が12農業委員会(75.1%)と多く、各事業実施への影響はこれまで限られたと考えられる。

また、事業実施が困難であったと回答した農業委員会について、その要因を聞いたところ、過半の農業委員会において「何らかの事情で町外へ転出」、「権利者の住所不明で連絡とれず」、「権利者への連絡にコストがかかる」、「多数で所有し情報収集が困難」、「未登記のまま放置」など、権利者との連絡がうまくとれず、情報収集ができないことを要因としてあげており、権利者の情報収集のあり方が今後の課題と考えられる。

(6) 不在村化の今後の見通しと対策について

不在村化の今後の見通しについては、14農業委員会(87.5%)で「増加する」と予測しているが、今後不在村化が懸念される高齢独身世帯等の耕作者(不在村予備軍)を把握しているかどうかについて聞いたところ、「把握している」とする農業委員会はゼロで、「把握していない」が10農業委員会(62.5%)、「今後把握予定」が4農業委員会(25.0%)などとなっており、不在村化を見据えた事前対策は不十分であるのが現状といえる。

把握できていない理由については、10農業委員会(71.4%)で「把握したいが、現状は手が回らない」としており、今後不在村化対策を検討する上で、実態把握等に取り組みやすい体制整備は一つの課題と考える。

耕作放棄地対策を有効に行うには、不在村所有者情報の入手が欠かせないが、これまでの入手先については、大半の農業委員会において「市町村固定資産税課」、「市町村民課」などの市町村関係部局を通じて入手している状況が明らかとなった。その他入手先として自治会、法務局、集落、親族を通じて情報収集に努力している農業委員会もあった。

また、今後の情報収集に有効な手立てを聞いたところ、「地元農業委員の活用」を提案した農業委員会もあり、今後、幅広いチャンネルを活用して情報収集していくことが求められると考える。

(7) 新たな農地制度の普及

今回の農地法改正に伴い、新たに創設された相続農地の届け出制度などを関係者に周知していくことは大変重要であり、新制度の普及方針を聞いたところ、15農業委員会(93.8%)で「農業委員会だより等の広報誌を活用」とし、次いで「農業委員の収集による個別指導」が6農業委員会(37.5%)で、「CATV等の活用」や「ポスター・パンフ作成配布」などによる周知を計画したものは意外と少なかった。

新たな制度に限らず必要な関係情報については、様々な機会を活用し関係者へ迅速に普及、周知していくことが必要と考える。

以上が今回調査結果の概要である。不在村地主所有農地の存在は、耕作放棄地全体の中でも1割程度とわずかではあるが、アンケート結果にもあるように多くの農業委員会において、今後不在村化は増加していくと予測しており、今後この問題に的確に対応していかなければ、耕作放棄地の増加や復元不可能な農地の増加を引き起こす懸念が生じると考える。

今回の調査結果が各地域の今後の不在村地主所有農地対策や耕作放棄地対策の検討をはじめ、農地制度の運営の一助になればと考える。

不在村地主所有農地の実態調査票

平成21年8月1日現在
鳥取県農業会議

農業担い手の減少、少子高齢化等に伴い、今後不在村地主が所有する農地が増加し、農地の利用集積への支障や耕作放棄地の増加等が懸念されていますが、今回の農地法等の改正により、相続農地対策が新たに盛り込まれ、不在村農地の増加に歯止めが期待されているところです。

しかし、農地相続の実態や不在村農地所有の管理実態については、十分把握できていないのが実情であります。そこで、県内におけるそれらの実態を把握し、今後の農地制度の適正な運営、耕作放棄地の解消等に活用して参りたいと思っています。

ご協力をよろしくお願い申し上げます。

市・町・村	農業委員会
-------	-------

1 耕作放棄地と所有者について

(1) 貴農業委員会管内の耕作放棄地について、在村・不在村の所有形態別、地目別に件数、面積を記入してください。

(単位: 件、m²)

放棄地		地目	田	畠	樹園地	採草地	合計
「緑」	件数	在村					
		不在村					
		計					
	面積	在村					
		不在村					
		計					
「黄」	件数	在村					
		不在村					
		計					
	面積	在村					
		不在村					
		計					
「赤」	件数	在村					
		不在村					
		計					
	面積	在村					
		不在村					
		計					

(注) 「緑」「黄」「赤」とは、平成20年度耕作放棄地全体調査(農水省)で分類されたいわゆる「緑」、「黄」、「赤」(未了は除く)に該当する土地。

- 「緑」 人力・農業用機械で草刈り・耕起・拔根・整地を行うことにより耕作することが可能な土地
- 「黄」 草刈り・耕起・拔根・整地では耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき農地
- 「赤」 森林化・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地(農地復元のための整備が著しく困難な場合等)

(2) 耕作放棄（不耕作、遊休化）に至った要因としては、これまで（過去おおむね5年間）、どんな要因が多いですか。

次の中から選んで多いほうから順位を記入してください。

耕作放棄に至った要因	順位
a 高齢化	
b 後継者の不在	
c 廃業	
d 受け手（担い手）が見つからない	
e 分割相続等による不在村相続者への相続	
f その他 ()	

(3) 不在村所有に至った要因としては、これまで（過去おおむね5年間）、どんな要因が多いですか。

次の中から選んで多いほうから順位を記入してください。

不在村所有に至った要因	順位
a 所有者が地区外に居住	
b 榎家離村	
c 不在村相続者への相続	
d その他 ()	

2 相続農地の実態について

(1) 貴会管内の農地の相続の形態について、貴会が掌握されている範囲で相続形態別に近年（過去おおむね5年間）のおよその割合と近年の動向を記入してください。

農地相続の形態	割合 (%)	近年の動向（増減等）
①一括相続		
②関係者協議による分割相続		
③未相続（相続未登記）		
④その他 ()		
計	100	

(2) 前記(1)の「③未相続（相続未登記）」の理由としてはどのような場合が多いですか。次の中から選んで多いほうから順位を記入してください。

未相続の理由		順位
a 資産価値が少ない等、費用がかかる登記の必要性を感じない		
b 相続関係者に連絡がとれない者がいる		
c 登記費用が多大		
d その他 ()		

(3) 相続農地の場合、相続税納税等のための売買が行われるケースがありますが、相続農地のうち売買事例などはどの程度ありますか。貴会が掌握されている範囲で相続形態別に過去（おおむね5年間）のおよその件数を記入してください。

農地相続形態	相続農地 件数	農地転用 件数	売買 件数	左のうち 不在地主 への売買 件数
①一括相続	件	件	件	件
②関係者協議による分割相続				
③未相続（相続未登記）				
④その他 ()				
計				

(4) 相続税納税猶予制度はどの程度活用されていますか。（貴会が掌握されている範囲で該当するものに○）

a 活用されている	
b ほとんど活用されていない	
c 全く活用されていない	
d わからない	

(5) 前記(4)で「a活用されている」に○をつけられた農業委員会にお尋ねします。
貴会管内において相続税納税猶予制度が活用されている件数はどれくらいですか。

相続税納税猶予制度が活用されている件数	件
---------------------	---

(6) 前記(4)で「cほとんど活用されていない」「d全く活用されていない」に○をつけられた農業委員会にお尋ねします。

今回農地法が改正され、貸付地にも適用されるようになりますが、今後（おおむね5年間を見通して）相続税納税猶予制度の活用は進むと考えていますか。

a 増加する	
b あまり変わらない	
c 減少する	
d わからない	
e その他 ()	

3 不在村地主所有農地の利用権設定への影響について

(1) 不在村地主所有農地のうち利用権設定が困難な事例は、過去（おおむね5年間）にありましたか。（いずれかに○）

a	あった
b	なかった
c	わからない

(2) 前記(1)で「aあった」に○をつけられた農業委員会にお尋ねします。
利用権設定が困難であった原因はどんなことですか。（該当するものすべてに○）
また、それぞれごとにおよその件数と農地面積を記入してください。

	原因	件数	農地面積
a	不在村農地所有者の住所等が不明で連絡をとることができなかつた	約件	約ha
b	相続登記がされていないため、権利関係者数が多く、同意を集められなかつた		
c	連絡をとることができたが、不在村農地所有者の同意を得ることができなかつた		
d	その他()		
計			

(3) 前記(2)で「c不在村農地所有者の同意を得ることができなかつた」に○をつけられた農業委員会にお尋ねします。

その同意を得ることができなかつた理由はどんなことですか。（いくつでも○）

a	不在村所有者が近いうちに農業従事を予定している
b	すでに借り受け予定者が決まっている
c	賃貸借でなく農地の買い上げなら同意
d	賃貸料（小作料）が安い
e	現状のままよいという資産保有意識が強い
f	その他()

(4) 今後（おおむね5年間を見通して）、相続問題等により利用権の設定が困難となるケースは増加すると思いますか。（いずれかに○）

a	かなり増加すると思う
b	少しは増加すると思う
c	変わらない
d	減少する
e	わからない
f	その他()

(5) 今回の農地法等の改正により、所有者の不明な遊休農地も利用権設定ができるようになると、共有名義の農地についても、2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば利用権設定等が行えるというように緩和されますが、これらにより今後（おおむね5年間を見通して）利用権設定はどのように進むと考えていますか。
(いずれかに○)

a	これまでより円滑に進む
b	これまでとあまり変わらない
c	わからない

4 中山間地域等直接支払制度等への影響について

(1) 不在村地主所有農地の存在のために、中山間地域等直接支払制度の協定締結や土地改良事業の実施等が困難になった事例がこれまで（過去おおむね5年間）にありましたか。（該当欄に○）

	困難になった事例の有無		
	あつた	ない	わからない
①中山間地域等直接支払制度への影響			
②土地改良事業への影響			
③公共買収計画への影響			
④その他 ()			

(2) 前記(1)で「困難な事例があった」に○をつけられた農業委員会にお尋ねします。
協定締結や事業実施等が困難になった事例はどれくらいありましたか。
貴会がわかる範囲でおよその件数を記入してください。

	困難になった事例のおよその件数(件)
①中山間地域等直接支払制度への影響	
②土地改良事業への影響	
③公共買収計画への影響	
④その他 ()	
計	

(3) 前記(2)の「困難になった事例」について、その要因は何ですか。
該当するものに○をつけてください。(いくつでも○)

a	権利者が住所不明で連絡がとれない
b	権利者への連絡、情報収集等にはコストがかかる
c	多人数で所有し情報収集が困難
d	市町村部局との連携が十分とれず、相続登記情報が収集できない
e	個人情報保護の関係により、情報収集が困難
f	未登記のまま放置されている
g	何らかの事情で地域外に転出している
h	その他 ()

(4) 前記(3)の「困難になった事例」のうち、克服できたものがあれば、それはどのような取り組みによるものですか。(いくつでも○)

a	関係部局との連携強化
b	不在村地主のための相談窓口の設置
c	市町村だより等による広報の充実
d	その他()

5 不在村化の今後の見通しについて

(1) 今後(おおむね5年間を見通して)、不在村地主所有農地の動向はどのようになると予測しますか。(いずれかに○)

a	かなり増加する
b	少しある程度増加する
c	変わらない
d	減少する
e	わからない

(2) 近い将来(今後おおむね5年間)に不在村化が懸念される耕作者(高齢独居世帯等)を貴会では把握していますか。

a	概ね把握している
b	把握していない
c	今後、把握する予定
d	その他()

(3) 前記(2)で「a概ね把握している」に○をつけられた農業委員会にお尋ねします。貴会が把握されている不在村化が懸念される耕作者について、その件数と農地面積はおよそどの程度見込まれますか。

今後、不在村化が懸念されるケース	件 数 (件)	面 積 (ha)
①高齢独居世帯		
②後継家族の不在・転出等		
③その他()		
計		

(4) 前記(3)のうち、個々のケースの具体的な対応策をどのように考えていますか。該当する対応策ごとによよその件数を記入してください。

具体的対応策	該当件数(件)
a 既に借り手を誰にするかなど対策を決定済み	
b 現在、個別に相談中、または関係機関と協議中	
c 今後、個別に相談予定または関係機関と協議予定	
d その他()	

(5) 前記(2)で「b把握していない」または「c今後、把握する予定」に○をつけられた農業委員会にお尋ねします。

不在村化が懸念される耕作者を把握していない理由はどんなことですか。

(いずれかに○)

a	把握したいが、現状はとても手が回らない
b	把握する必要性をあまり感じていない
c	その他 ()

(6) 不在村による不耕作地や遊休農地に対して有効な対策を講じるためには、できるだけ不在村所有者と連絡をとり意向を確認することが必要です。

貴会では、これまで（過去おおむね5年間）不在村所有者情報をどこから入手してきましたか。（いくつでも○）

a	市町村固定資産税課
b	市町村民課
c	法務局
d	自治会
e	その他 ()

(7) 前記(6)の情報入手先以外の不在村所有者情報の入手方法及び情報入手後の不在村所有者との連絡手段等について、考えられる有効な対応策があれば、その内容を記入してください。

ア 前記(6)以外の不在村所有者情報の入手方法として考えられる有効な対応策

[REDACTED]

イ 不在村所有者情報入手後の不在村所有者との連絡手段等として考えられる有効な対応策

[REDACTED]

6 新たな農地制度の普及等

(1) 今回の農地法等の改正に伴い、相続等により農地の権利を取得した場合の農業委員会への届出制度や所有者の不明な遊休農地への利用権設定制度が創設されましたが、貴会では関係者に対し、どのように制度の周知を図るように考えていますか。

(該当するものに○)

a	農業委員会だより等の広報誌を活用
b	C A T V 等の活用
c	各種会合の機会を活用
d	ポスター、パンフの作成、配布
e	農業委員の情報収集による個別指導
f	その他 ()

(2) 農地制度に対するご意見、ご要望があれば具体的に記入してください。



ご協力ありがとうございました。